



令和4年度は「飛騨市学園構想」の第1章（3年で取り組む3つのプロジェクト）の最終年です。これまでの活動を活かし、より地域と学校がつながり、目指す「創り手づくり」「地域づくり」に向けて実践を進めていきます。

◆より地域と学校がつながる活動への「挑戦！」

コロナ禍のために、学園構想に関する学習会や講演会、行事やイベントの開催にはオンライン等を活用し、創意工夫して実施しました。こ

うしたICT機器の利活用も含めて、今年度は保育園や高校、特別支援学校との「つながる」活動を進めていきます。高校生の小中学校への訪問のような小中高の交流等、コロナの状況を踏まえて段階的に進めていきます。さらに、日常的な広報活動も積極的に行い、市内外の多くの方々にも学園構想の活動をPRし「つながり」を広げていきます。

◆新プロジェクトへの「挑戦！」

令和3年度は、子どもたちと地域住民が協働活動した「やまっこブランド販売会」等が実施されました。こうした事業をより一層活発化するために、市教委では「創り手プロジェクト」と題して支援します。さらに「中学生、思い切り探求学習」と題し、中学生がこれまでの学びを活かして「もっと学びたい」「より深く学びたい」という思いを大正大学（生）との交流を通して高

めていく活動にも支援します。

◆学園構想「成果集」完成！（前年度「挑戦！」の結果）

地域・学校が学園構想の目指す「創り手づくり」「地域づくり」に向けて取り組んだ活動を紹介した「成果集」が完成しました。地域回覧や児童生徒へ配布させていただきました。コロナ禍の中、創意工夫した活動（の一部）を写真入りで掲載しています。こうした地域・学校の頑張りを見ていただき、皆さんには、学園構想の活動や事業に、ぜひ参画していただきたいと思います。



問 学校教育課 ☎0577-73-7494



薬草採取

本格的な春になりましたね。薬草を採取し利用できることは、四季折々の自然の恵みを享受できる飛騨に暮らす大きな恵みの一つです。

薬草シーズン本番を迎えるにあたり、そんな豊かな自然を守るための注意点についてお知らせします。

●採り方にもマナーがあります

薬草を根絶やしにする、土地を荒らす、樹木を傷つけるといったことがないよう心がけましょう。例えば薬草として必要なのは葉っぱだけなのに根っこごと掘り取る必要はない

ですね。鱗茎や根などの地下部を必要とする場合でも周囲の薬草を全部取り尽くさないでいくつか株を残す、小さな鱗茎や、彫り起した土は元通りに埋め戻しましょう。

必要以上に採らない、適切な時期に適量を採取、一度採ったら途中で捨てないで利用する心がけは自然の恩恵を受けるためのマナーです。

●類似植物と間違えない

植物には非常によく似ているものがあります。目当ての薬草と形状は似ていても違う種類の植物では、それをを用いても期待する効果は得られません。間違えないように気をつけましょう。

また毒草もあります。薬草と間違えて、よく似た毒草を採取する事例が発生します。また、薬草の周囲に毒草も一緒にある場合、特にツルが巻きついている場合などはよく見て混ざって採取することがないように注

意しましょう。

●服装にも気をつけて

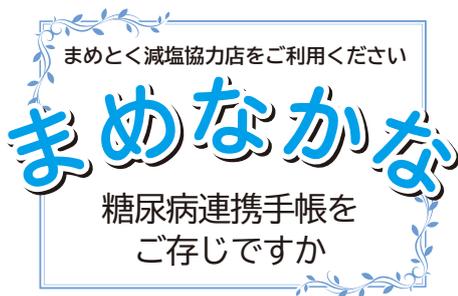
近くの川原の土手に出かけるなら帽子に靴でもいいですが、野山の場合は安全対策に気をつけましょう。虫さされ、植物の枝や棘から身を守り、直射日光を避けるためにも季節を問わず長袖・長ズボンを着用します。靴は長靴がいいですね。

あとはハサミやシャベル、ビニール袋などがあると便利です。



参考：村上光太郎「薬草療法ハンドブック」より

問 まちづくり観光課 ☎0577-73-7463



糖尿病とはどんな病気でしょうか？「糖尿病」という名前から、「尿に糖が出る病気」と思われるかもしれませんが、しかし重要なのは尿糖ではなく、血中の糖、つまり血糖です。「血糖」が高くなってしまふのが糖尿病で、高い血糖値が続き、細い血管が傷つけられると、糖尿病特有の「合併症」を発症します。

そのため、糖尿病治療の目標は、合併症の発症を予防し、ご本人の生活の質を維持することです。合併症の管理については、専門医の受診が

必要になります。

そこでご利用いただきたいのが「糖尿病連携手帳」です。検査値や治療内容、合併症の状態などが記録でき、本人と病院で糖尿病の状態を共有し、よりよい治療が受けられるという利点があります。

合併症の予防は早期からが大切ですので、糖尿病と診断された方はもちろん、医師から「血糖値が高め」と言われた方にはぜひ、活用していただきたい手帳です。「血糖値が高め」という方の中には、「症状は何もないし合併症については気にならない」という方も多くいらっしゃいます。そのような方でも、もし将来糖尿病と診断され合併症が心配になったとき、「これまでの糖尿病の検査はどうだったの？」となったときに、この手帳が活躍します。

また、近年災害の報道をよく目にしますが、万が一、避難し、お医者

さんにかかれなくなった時にもこの手帳が役に立ちます。この手帳があれば、糖尿病の状態や治療の内容が分かり、治療の継続につながります。普段から細目に記載して携帯し、すぐに持ち出せるよう分かりやすい場所に保管しておきましょう。

「今すぐ糖尿病連携手帳がほしい」「糖尿病連携手帳について話を聞きたい」という方は、保健センターで手帳をお渡しします。お気軽にお問い合わせください。



▲糖尿病連携手帳

問 古川町保健センター  
☎0577-73-2948



<その25> はじめませんか？

## 相続登記の義務化

2024年4月から『相続登記の義務化』がスタートします。

さて、国内の「所有者不明の土地問題」は年々深刻化しています。今まで相続登記は任意だったため、相続で所有者が変更されても親族に権利が移っただけで、相続登記をしないことも少なくありませんでした。ところが、相続登記が長期間にわたり放置されると、その相続人にさらなる相続が発生して権利関係が複雑になり、所有者を特定できなくなることがあります。全国のこのような

所有者不明の土地は活用も売却もできず、凍結状態に陥ることは大きな問題です。こうした問題の解消のために相続登記が義務化されます。

では相続登記はいつまでに済ませなければならないのでしょうか。その期限は、不動産を相続したことを知った日から3年以内です。3年以内での手続きを怠った場合、10万円以下の過料が科されます。

また現時点で、すでに相続が発生していて、登記をしていない人はどうなるのでしょうか？この場合は、「施行日（2024年4月1日）から3年以内」になりますので、2027年4月までに登記を済ませなければいけません。

相続登記を行うにあたっては、相続する不動産を全て調べる必要がありますが、今までは市区町村をまたいで所有している場合、相続人が把握していなかった不動産を所有して

いて、登記漏れとなってしまうというケースもあったようです。そこでこうした登記漏れ防止を目的に『所有不動産記録証明制度』（2026年4月までにスタート予定）が創設され、法務局で相続人は被相続人が所有する全国全ての不動産情報を一覧で取得できるようになります。

相続登記義務化の施行までには2年の期間がありますが、放ったらかしにしていい手続きはひとつもありません。早目に取り組むことが重要です。相続登記は、自力で行うことが難しい場合は、お近くの司法書士に依頼するのが良いでしょう。

ご希望があれば、自宅訪問での終活相談もお受けします。お気軽にお問い合わせください。

問 予 飛騨市終活支援センター  
(飛騨市社会福祉協議会内)  
☎0577-73-3214